

第33回 歯っぴいライフ8020募集中！

8020運動とは

歯・口の健康は、食事や日常会話の楽しみなど、生活を営むうえで重要な役割を担っており、心身ともに健康な生活を送るための大切な要素となります。

そこで、福島県と福島県歯科医師会では、「80歳で20本の歯を残そう」を生涯の健康目標とする8020運動の一環として、現在十分機能している歯を20本以上保持している80歳の方に認定証を交付します。20本以上ご自分の歯が残っている方は奮ってご応募ください。なお、令和4年度より対象は「その年度の6月30日時点で80歳の方」に変更になっております。

【対象者】

- 1 福島県内に住民票があり、かつお住まいの方
- 2 昭和18年7月1日から昭和19年6月30日の間に生まれた令和6年6月30日時点で80歳の方
- 3 十分に機能している自分の歯が20本以上ある方
- 4 認定者氏名の行政機関・報道機関への公表に同意いただける方
(※同姓同名の方がいる場合には、居住市町村名も公表となります。)

【募集期間】

令和6年5月1日（水）～6月30日（日）まで

【応募方法】

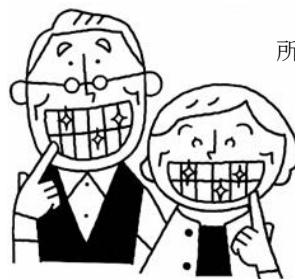
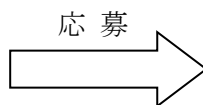
募集期間中に最寄りのかかりつけ歯科医院（福島県歯科医師会会員に限る）に応募することを申し出て歯と口の健診を受けてください。健診は無料です。

歯科医院で健診（5/1～6/30）

健診は無料です！



認定証交付



所定の要件を満たした応募者
全員に認定証を交付

【認定証の交付・公表】

所定の要件を満たした応募者全員に「歯っぴいライフ8020」の認定証を交付します。なお、認定証につきましては福島県歯科医師会から郵送いたします。

あわせて、行政機関・報道機関に認定者氏名を公表いたします。

〔11月8日（いい歯の日）前後の予定〕

【お問い合わせ】

詳しくは、福島県保健福祉部健康づくり推進課（TEL 024-521-7640）、福島県歯科医師会（TEL 024-523-3266）、または最寄りのかかりつけ歯科医院にお尋ねください。

※福島県・福島県歯科医師会は個人情報保護に関する法令を遵守し、ご応募された方の個人情報は「歯っぴいライフ8020」に関する認定の目的以外では使用いたしません。